

# 生活福祉資金 貸付制度のご案内

貸付主体 (福岡県社会福祉協議会)

資金種類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
<b>1 総合支援資金</b> 失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのため継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯へ貸し付ける資金							
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	6月以内	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要  ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ費用	40万円以内	—	貸付の日(生活支援費と合わせて貸付をしている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内		連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	
一時生活再建費	生活再建のため一時的に必要で、日常生活費を賄うための費用	60万円以内	—	—		—	
<b>2 福祉資金</b> 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
<b>福祉費</b> 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用							
	生業、住宅の増改築・補修等、技能習得、障害者用自動車や福祉用具等の購入、療養経費、災害後の臨時必要経費、冠婚葬祭費、住居の移転等	580万円以内 ※貸付の内容によって限度額が異なります	—	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後3年～20年以内  ※貸付の内容により異なります	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要  ただし、連帯保証人なしでも貸付可
<b>緊急小口資金</b> 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合							
	医療費又は介護費の支払、給与等の盗難、紛失等の臨時の生活費	10万円以内	—	貸付の日から2月以内	8月以内	無利子	不要
<b>3 教育支援資金</b> 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月35,000円以内 (高専)月60,000円以内 (短大)月60,000円以内 (大学)月65,000円以内	—	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	(不要)  ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
<b>4 不動産担保型生活資金</b>							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度月30万円以内	借受人の死亡時までの期間又は貸付元金及び貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)					不要
<b>5 生活復興支援資金</b> 東日本大震災により被災した低所得者世帯に当面の生活に必要な経費等の貸し付けを行うことにより、生活の復興を支援する資金							
一時生活支援費	生活の復興の際に必要な当面の生活費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	6月以内	最終貸付日から2年以内	据置期間経過後20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要  ただし、連帯保証人なしでも貸付可
生活再建費	住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用	80万円以内	—	貸付の日(一時生活支援費と合わせて貸付をしている場合は、一時生活支援費の最終貸付日)から2年以内		連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	
住宅補修費	住宅補修等に必要となる費用	250万円以内	—	—		—	